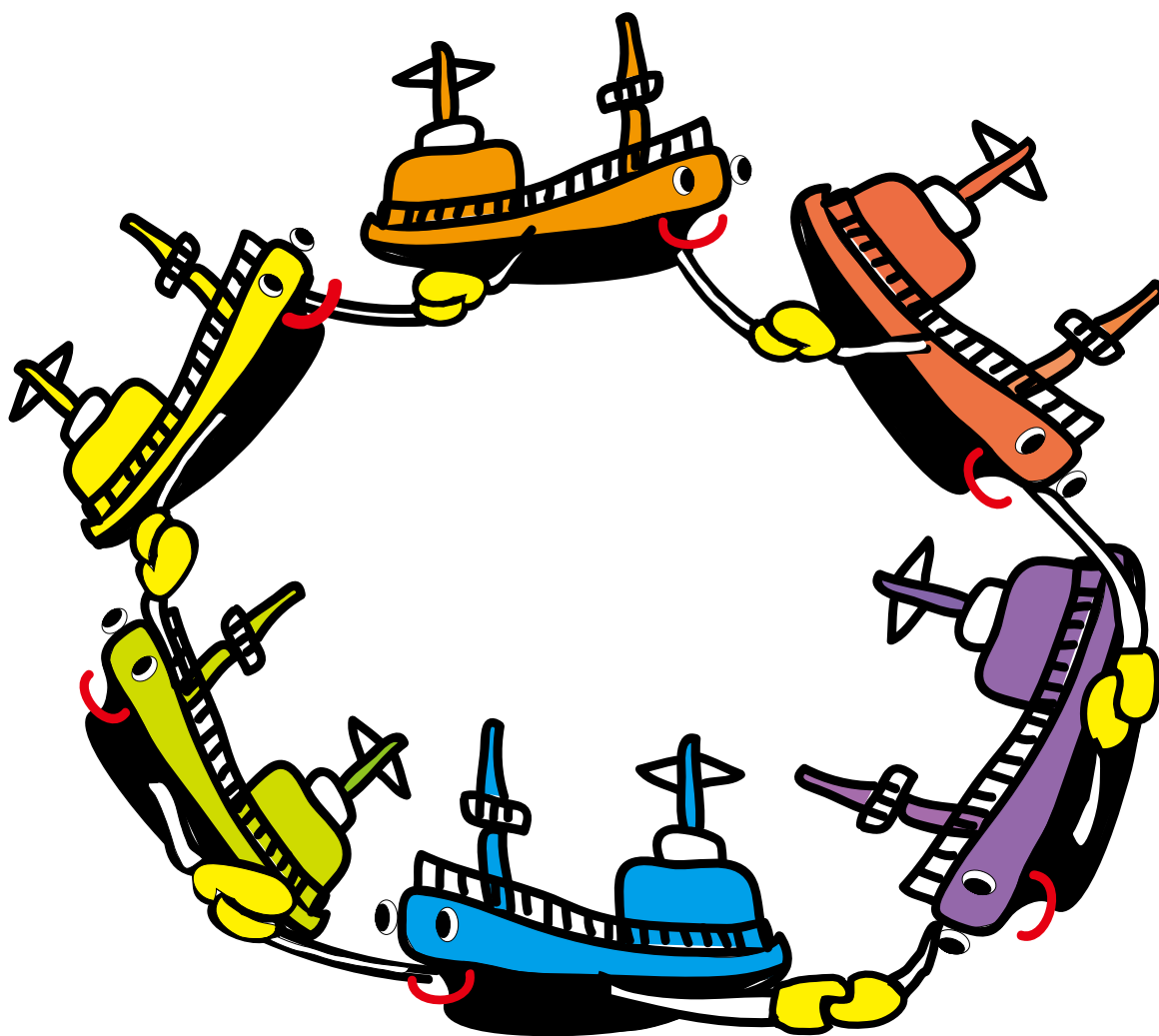


内航海運グループ化のしおり

* 船舶管理会社を活用した新しい船舶管理の形 *



1. はじめに

内航海運事業者の皆様、船舶管理をこれからどういうふうになされますか。5年後のビジョンはお持ちですか？

最近の内航海運業界は、船員の高齢化・不足、安全管理への要請の高まり、船舶の老朽化、原油の高騰による各種消耗品・備品費用負担の増加など様々な問題を抱えています。

これらの課題に対して、複数の事業者と船舶管理会社を活用した緩やかなグループ化を行うことで、一定の成果をあげている事業者も存在しています。

これまでの内航海運業界にあっては、集約・協業化はその必要性が指摘されながらも十分に普及してきませんでした。しかしながら、今日の内航海運を取り巻く厳しい現状にかんがみれば、従来の集約・協業化とは異なる、緩やかなグループ化という新たなビジネスモデルについて検討を行う必要があると考えられます。

2. 内航海運業界における船舶管理会社

内航海運業界における船舶管理会社（船舶管理事業者）とは、内航海運事業者から「船員の配乗・雇用管理」「船舶の保守管理」「船舶の運航実施管理」等の管理業務の全て（いわゆるフル管理）又は一部を受託して行う事業者です。（※）

従来の内航海運事業者との違いは、船舶の管理を組織的かつ、役割分担を決めて管理することにより、きめ細かいサービスや安全管理を実現しようというもので、複数の船舶を管理することにより、保守コストの削減や船員の予備員数の削減並びに効率的な船舶の安全管理を目指すものです。

今後内航海運業界に要求される安全管理に関する各種規制や、任意 ISM コードの取得、新卒船員雇用・育成等に対処するために有効な業態として注目されています。

（※）「船員の配乗・雇用管理」を含む一部の管理業務を受託して行う場合には、船員派遣事業の許可が必要となります。

違法な船員派遣事業等にならない管理業務については、P.6 をご参照下さい。

3. 船舶管理会社を利用したグループ化について

内航海運事業者の船舶管理会社を利用したグループ化とは、現在、それぞれの事業者が抱える課題に対応するため、共同で出資して船舶管理会社の設立等を行い、管理業務の全部又は一部を委託することです。これにより、船舶を所有する内航海運事業者（オーナー）は船舶や船員などの管理を1つの会社に集中させることができ、管理業務の効率化と安全管理の質の向上を目指すことが可能となります。また、従来行われてきた合併・協業化とは異なりグループ化しても個々の会社は残り、また、必要と考えている業務についてのみグループで管理業務を行うことができるため、取り組みやすい形態となっています。

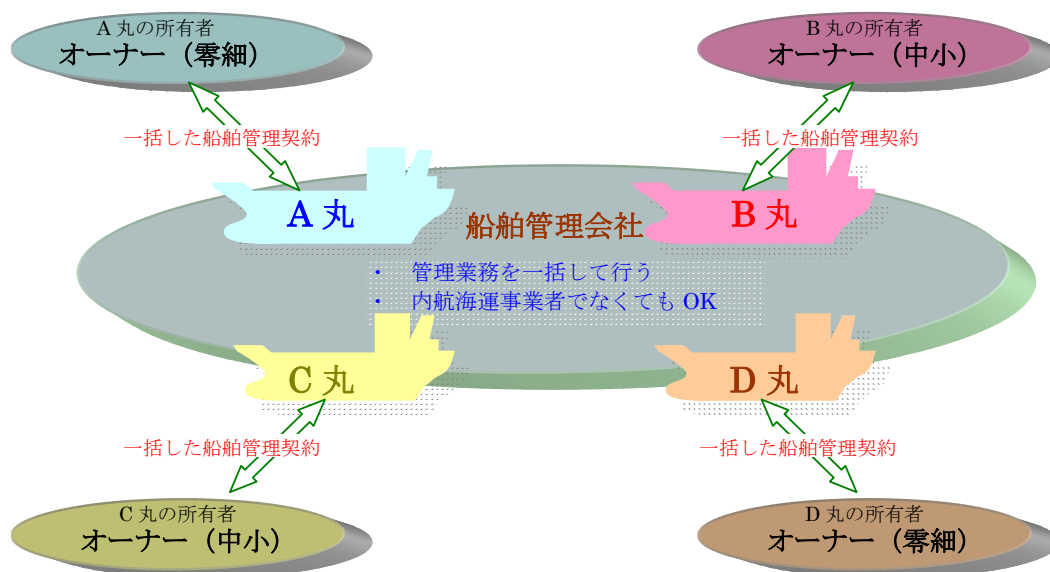


図 1 推奨する船舶管理会社を利用したグループ化

船舶管理会社として最も推奨されるケースは、上図に示したような船主同士が出資して設立した船舶管理会社で、管理業務を一括して受託するいわゆるフル管理の形態です。

この場合、各オーナーは、オペレーターとの定期用船契約を維持したままで良いため、各オーナーの事業収入については変わることはありません。

このような形態をとり、船舶管理会社において業務の効率化が実現されると、コストの削減や船主の業務負担の軽減、船舶安全管理の質の向上等が図られることとなります。

つまり、船舶管理会社を利用したグループ化の主な目的は、

- ・ 海技者の集中による専門的サポート力の向上
- ・ 業務の効率化によるコスト削減
- ・ 船員の確保・育成・安全教育の実施
- ・ 船舶の安全管理の質の向上と必要な管理コストの明確化

等の実現による経営基盤の強化です。

4. 船舶管理会社の種類（実在するタイプ）

4.1 グループ型

グループ型は、3社以上の船主が設立した船舶管理会社において、各船主の所有する船舶や船員などに関する管理業務を一括して行う（フル管理をする）というものです。

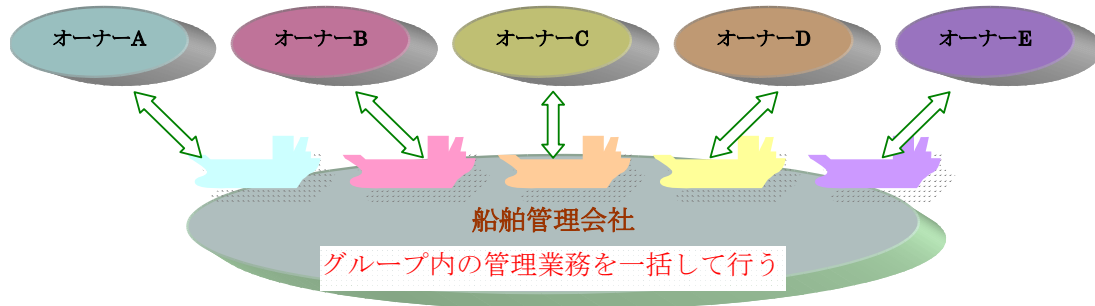


図 2 グループ型のイメージ

【メリット】（実例）

- 1) 管理船舶の増隻に伴い、予備員数を減らせた
- 2) 船員の雇用も他の零細事業者より環境的に条件が良く、求職者に対する交渉も優位になった
- 3) 安全運航や環境保護に対するシステム管理が可能となり社会的ニーズへの対応と質の向上が図れた
- 4) 管理業務を分業する事で、各業務に対する質の改善・向上を図ることが可能となった
- 5) トラブル対応等、それぞれの船主が一人で対応するのに比べて負担の軽減ができ、精神的に楽になった
- 6) 顧客ニーズに対する満足度は多くの新しいプロジェクトへ繋がり、情報も集まり易くなった
- 7) コストに対する透明性を明示することで、適正なコストへの理解が得やすくなった

4.2 共同経営型

共同経営型は、最も少ない単位のグループ化であり、船主2社が船舶管理会社を設立し、両社の所有する船舶等の管理業務を一括して行う（フル管理をする）形態です。

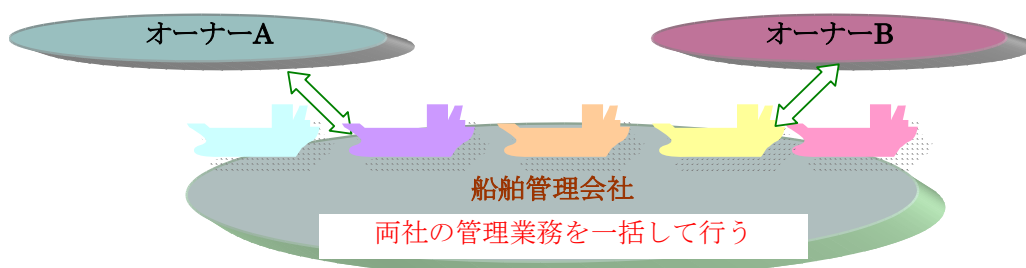


図 3 共同経営型のイメージ

【メリット】（実例）

- 1) 若手船員の育成が可能になり 1 年に 3～4 人の新卒者採用ができるようになった
- 2) 船員教育、安全活動等に反映することによりグループ全体の技術向上につながった
- 3) 海務部門と工務部門とに専門的に分担させることで、よりよい管理体制が整った
- 4) 資本金も増資され、管理船舶、雇用船員及び陸上スタッフが増えるなど、経営規模を拡大することができた

4.3 協業組合型

協業組合型は、「中小企業等協業組合法」に基づいて設立される協業組合が管理業務を共同で行うものです。ただし設立の際には、①4 人以上の発起人を必要とする、② 組合員の資格は地区内の小規模事業者に限る、③ 1 組合員の出資限度額が設定されている、等の制約を受けることに留意する必要があります。

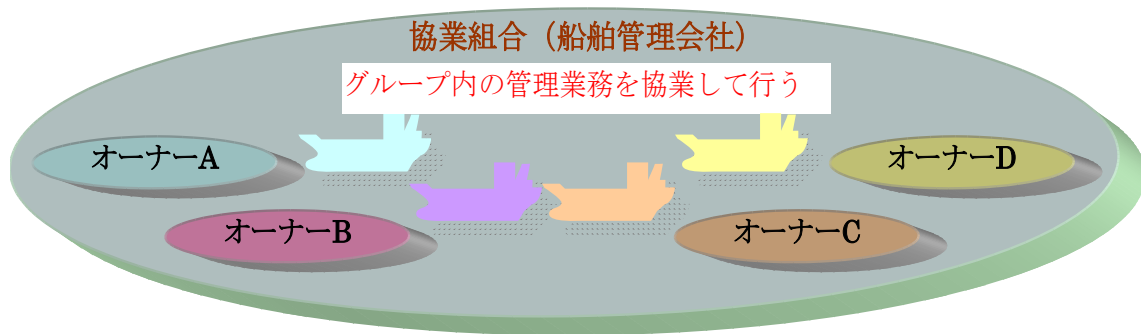


図 4 協業組合型のイメージ

【メリット】（実例）

- 1) 船員雇用の一元化により予備船員の割合を 30%程度削減できた
- 2) 船員の皆さんにも職場の安定につながったと理解が得られた
- 3) 任意 ISM コードを取得した
- 4) 地元の信用金庫の支店が、支部組合員 15 社中 12 社の取引先であることから全面的なサポートが得られ、従来は海運担当が支店長 1 名だった同金庫の支店内に専従者を 1 名増員し対応することとなった
- 5) 機器、船用具メーカーと代理店契約を結び 10%程度の経費を節減できた
- 6) 貸渡事業者の資格を取得したことで、用船契約の更改に際して協業組合の組合員が全員で多方面からの情報も入手でき、協業組合の組合員の協議の上で交渉に当たることができるようになった

4.4 オペレーター型

オペレーター型とは、同一の荷主を持つオペレーター複数、用船者や運航委託者の任意ISMコードの取得や安全管理を行う等の目的で船舶管理会社を設立し、安全対策や船員問題に対する支援を行う形態です。

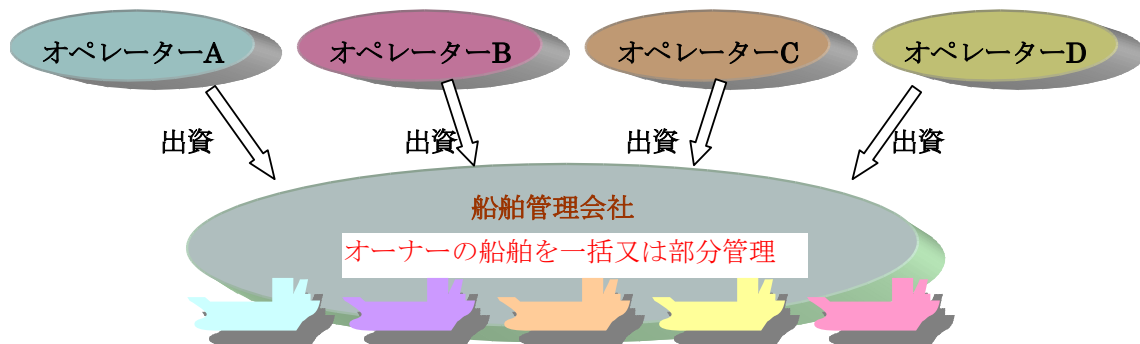


図 5 オペレーター型のイメージ

4.5 新規事業型

新規事業型は、同じオペレーターに用船されている船主等が複数社集まり設立される船舶管理会社が新造船の船舶管理を行い、将来的に自らの船舶等の管理業務も委託することを視野に入れて船舶の管理業務を行うものです。

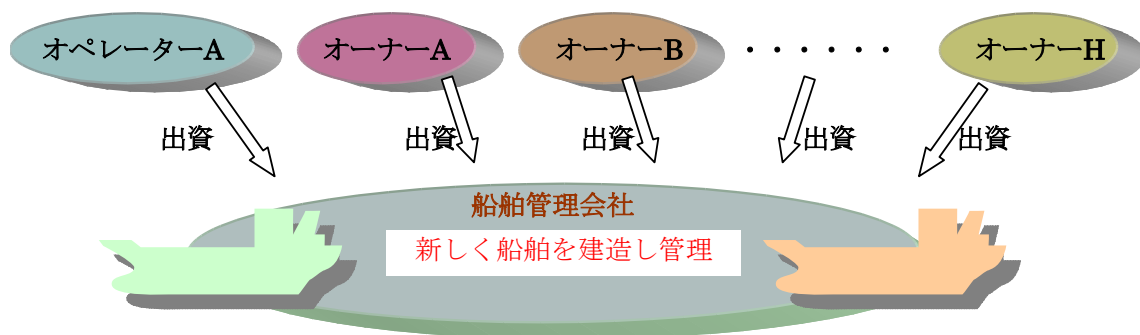


図 6 新規事業型のイメージ

5. 法律関係

【船舶管理会社の設立について】

現行法上、船舶管理会社の設立は自由であり、船舶管理事業者の登録、許可の必要はありません。しかしながら、船舶管理事業者が船員を雇用し配乗させる場合には、船員法では「船舶所有者」となるため、受託した業務に応じて関係する法律を遵守する必要があります。

【通達で整理された違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業に当たらない船舶管理会社の行う業務】

船員法及び船員職業安定法は、船舶管理会社が船舶所有者などとの船舶管理契約書に基づいて、自己が雇用する船員を対象船舶に乗船させることを、一概に禁止していません。しかしながら、船舶管理会社が配乗船舶を所有も裸用船もしていないことから、船員に対する雇用関係（誰が雇用し、誰が指揮命令を行うのか等）が複雑になるおそれがあり、それゆえに、船舶管理会社が適法に船員配乗を行うためには、以下に示す4つの要件を満たすことが求められています。

- (1) 船舶管理契約が締結されていること。
- (2) 船舶管理契約に示された船舶管理行為を実態的に行なっていること。
- (3) 船員を雇用していること。
- (4) 船員を指揮命令していること。

船舶管理契約の内容については、船舶管理会社の行う業務を以下の通り3つの業務に整理し、船舶管理契約書において、これらの3つの業務全てを受託する場合は、違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業に該当しないものとされています。

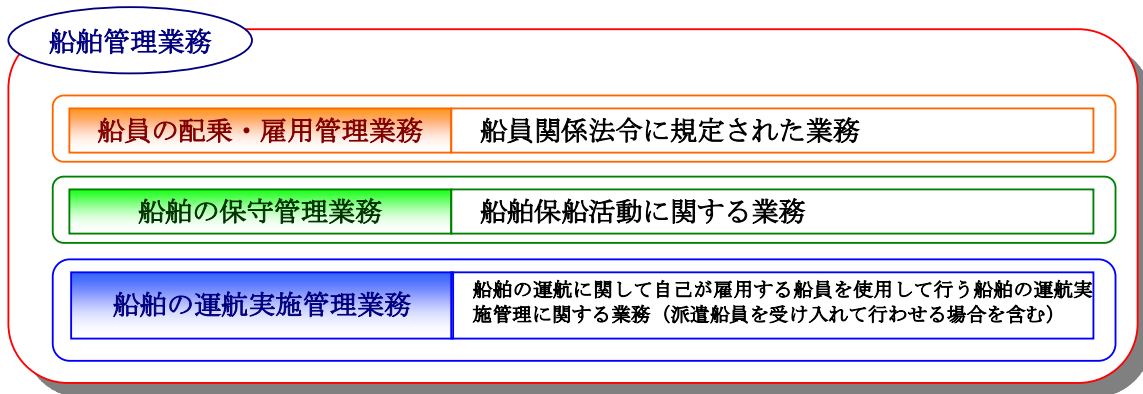


図 7 違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業に当たらない船舶管理会社の要件

6. おわりに

このしおりは、船舶管理会社を利用した内航海運事業者のグループ化について、簡単な実例を示しながら作成したものです。実際にグループ化を検討してみたいと関心を持たれた方は、別冊の「内航海運グループ化のためのマニュアル」を参照して頂き、今後の事業経営の安定化に積極的に取り組んで頂ければ幸いです。（マニュアルは、このしおりの最後に記載してある各運輸局のお問い合わせ先で配布しています。）

グループ化に関するお問い合わせ先

北海道	運輸局	海事振興部	貨物・港運課	0134-27-7178	
東北	運輸局	海事振興部	海事産業課	022-791-7512	
関東	運輸局	海事振興部	貨物課	045-211-7272	
北陸信越	運輸局	海事部	海事産業課	025-244-6113	
中部	運輸局	海事振興部	貨物・港運課	052-952-8014	
近畿	運輸局	海事振興部	貨物・港運課	06-6949-6417	
神戸運輸	監理部	海事振興部	貨物・港運課	078-321-3147	(相談窓口設置)
中国	運輸局	海事振興部	貨物・港運課	082-228-3679	(相談窓口設置)
四国	運輸局	海事振興部	貨物・港運課	087-825-1184	
九州	運輸局	海事振興部	貨物課	092-472-3156	(相談窓口設置)
沖縄総合	事務局	運輸部	総務運航課	098-866-0064	
NPO 法人 日本船舶管理者協会				03-5425-1144	

発行	2008年5月12日 初版発行
監修	内航海運事業者のグループ化のためのガイドライン検討・マニュアル作成委員会
発行人	国土交通省 海事局 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 URL : http://www.mlit.go.jp/maritime/
作成	特定非営利活動法人 日本船舶管理者協会 〒105-0013 東京都港区浜松町 2丁目 3-29 磯山第2ビル 4階 (株)海洋総合技研 東京事務所内 URL : http://www.japananship.net/